

若狭湾サイクリングルート整備事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 若狭湾サイクリングルート整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるほか、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号）の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、素晴らしい景観と豊かな食に恵まれた嶺南地域の特徴を活かしてナショナルサイクリングルートの指定を目指すと共に、新たな観光コンテンツとしてサイクリング環境を充実することにより、北陸新幹線福井・敦賀開業に伴う誘客の新たな柱の一つとして国内外のサイクリストやファミリー層等の誘客を図ることを目的とする。

(補助対象期間)

第3条 補助の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする当該会計年度の期間とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表1に定める事業とする。

(補助対象事業者)

第5条 補助事業者は、敦賀市内に住所を置くサイクルツーリズムを推進する団体等とする。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象としないものとする。

- (1) 宗教活動または政治活動を行うことを目的に組織されている団体
- (2) 暴力団または暴力団員等の統制下にある団体
- (3) 規約、会則等が整備されていない団体

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な別表2に定める経費とする。

(補助率および補助限度額)

第7条 補助率および補助限度額は、別表3に定める額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、補助金

交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 参考資料（施工計画書、イベント実施計画書等）
- (4) 市税及び県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、市及び県にてその内容について精査し、交付すべきものと認められる場合においては、補助金等交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、軽微な事項を除き、補助金等交付変更承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の変更承認申請があったときは、市及び県にてその内容について精査し、承認すべきものと認められる場合においては、補助金等交付変更承認通知書（様式第4号）を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の概算払）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第9条の規定により補助金等交付決定通知をした後に請求により概算払をすることができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、第9条の規定に基づき交付決定を受けた事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添付し、補助事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支出関係書類（領収書または請求書の写し等）
- (4) 写真
- (5) 参考資料（図面、参加者数などをまとめたイベントの結果報告書等）
- (6) 補助金等交付決定通知書（及び補助金等交付変更承認通知書）の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により調査を行い、適合すると認めるときは、

交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第6号）により、補助事業者
に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査により適合しないと認めるときは、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。
- 3 補助事業者は、前項の措置が完了したときは、前条の規定に準ずる実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の交付）

- 第14条 前条の規定に基づき、額の確定を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第7号）に補助金等交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により適正な交付請求を受けたときは、30日以内に補助金を補助事業者へ交付するものとする。

（補助金の返還）

- 第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、期限を定めて補助事業者へ補助金の返還を求めることができる。
- （1）補助金の交付の条件に違反したとき。
 - （2）虚偽その他不正な手段によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
 - （3）交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき。
 - （4）補助事業により取得し、または効用の増加した財産を処分し、収入があったとき。
 - （5）その他市長が特別の理由があると認めたとき
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 前2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、補助金等取消し通知書（様式第8号）により補助事業者に通知し、返還を命ずるものとする。

（補助事業の状況調査）

- 第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は関係職員に調査をさせることができる。

（補助事業の経理）

- 第17条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産について、市

長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数の期間を経過している場合は、この限りでない。

（その他）

第19条 この実施要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年7月4日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象事業

項目	補助対象事業
受入環境整備	(1) サイクリングイベント・サイクルツーリズムセミナー等の開催 (2) サイクリスト受入に必要なゲートウェイ等の施設整備 (3) レンタサイクル等の整備に係る経費
その他	市長が必要と認める事業

別表 2 (第 6 条関係)

補助対象経費

経費区分	科目	補助対象経費
サイクリングルート の受入環境整備、 情報発信にかかる 経費	報償費	謝礼等(臨時的に雇用したアルバイトの賃金を含む)
	需用費	消耗品費、印刷製本費 等
	役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料 等
	委託料	委託料
	使用料および賃借料	会場使用料、機器賃借料 等
	備品購入費	事業実施にあたり必要となる資機材購入費
	工事請負費	ゲートウェイ等の施設整備に必要な工事費を対象とし、老朽化改修や不要建築物の撤去等に係る経費は対象外とする。
	その他、市長が必要と認める経費	

※補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。

※補助金について消費税、地方消費税に相当する額は補助対象外とする。

※補助対象事業「(1) サイクリングイベント・サイクルツーリズムセミナー等の開催」において参加費を徴収する場合は、その参加費の合計額など収入を支出から減じた額を補助対象経費とする。

別表 3 (第 7 条関係)

補助率・補助限度額

補助率	補助限度額	
別表 1 記載 補助対象事業の 3 分の 2 以内	別表 1 記載 (1), (2)	200,000円
	別表 1 記載 (3)	400,000円